

おおいたこうせんりゅうがくせい てびき
大分高専留学生の手引



平成 30 年 4 月

学生課

1. 新しく大分高専に入学される留学生の手続きについて

(1) 大分工業高等専門学校学生課

大分工業高等専門学校学生課は、国際交流推進のための様々な仕事や外国人留学生に対して必要な日本語・情報提供、修学上・生活上の指導・助言を行っています。

学生課の仕事の中で留学生生活に関連したもの

1) 一般事務

1. 一般的な問い合わせに答えます
2. 学生の住所、電話番号、その他の個人情報記録、更新します
3. 査証（ビザ）、外国人登録証、健康保険証などをチェックします
4. 学生が公的文書を書く時、在籍証明書の発行などを含めたさまざまな手伝いをします
5. 資格外労働や税法、その他さまざまな法律や規則、決まりを理解する手伝いをします
6. 大分高専や他の団体などが主催する行事への参加申し込みなどを手伝います
7. 留学期間延長の申請をする手伝いをします
8. さまざまな奨学金への申し込みを手伝います
9. その他

2) 住居

1. 大分高専学生寄宿舎（明野寮）の管理運営をします
 - ① 入居希望の申し込みを受け付けます
 - ② 入居者を選び、部屋を決めます
 - ③ 新しい学生寮入居者にオリエンテーションをします
 - ④ 室料、その他の関連費用を集める手続きをします
 - ⑤ 修理を必要とする箇所などについての連絡を受け付けます
 - ⑥ その他
2. 寄宿舎などに入居する留学生を選びます。（男子5寮，女子1寮へ）

3) 法律関係

1. 査証の取得・延長の申請手続きを手伝います
2. 入国管理局への資格外労働許可証の申請手続きを手伝います
3. その他

4) ホームヴィジット/ホームステイ

1. 参加希望者を募集します

2. 学生とホストファミリーの組み合わせを調整します

3. その他

5) 安全・防災

1. 寄宿舎で消防訓練をします

2. 安全・防災についてオリエンテーションで指導します

3. 交通ルールの説明会をします

4. その他

6) チューター

1. 留学生のチューターを決めます

2. 留学生担当教員、クラス担任教員と連携してチューターを指導します

3. その他

7) 相談の受付

1. 緊急に学生生活上の補助が必要なときの相談を受け付けます

2. 個人的な問題（アルバイトの条件など留学生生活を全うするのに支障となる問題）があるときの相談を受け付けます

3. その他

2. 大分に着いてすぐすること

(1) 留学生担当教員（アドバイザー）に会う

留学生担当教員、各学科の留学生担当教員、クラス担任及びチューターと一緒に会いましょう。担当教員は学習面だけでなく学生生活一般についても指導します。留学生担当教員にも少なくとも1か月に1回は必ず会って、学習や生活関係の報告をしましょう。

(2) 印鑑を作る

印鑑は、アパートを借りたり銀行口座を開いたりするなどの契約や申し込み、宅配便の受け取りなどのとき、署名の替わりに使います。文房具店やデパートなどで売られていますが、日本人の名前ではない印鑑は特別に作ってもらいます。

デパートや印鑑の専門店ですべて注文して作ってもらえます。安い物は千円ぐらいからあります。

(3) 外国人登録をする

日本に90日以上滞在する留学生は、必ず住んでいる市町村の役場（または支所）で登録しなければなりません。登録をしたら、2週間ぐらいで外国人登録証が発行されます。外国人登録証は留学を終えて、日本を出るまで、持っていなければなりません。失ったら、日本から出られなくなります。失った時はすぐに学生課に連絡し、登録した大分市役所明野出張所（あけのアクロスタウン内）で手続きしてください。

おおいたこうせん りゅうがくせい とうろく ばしょ
大分高専の留学生が登録する場所

大分高専学生寮（大分市明野北 2-13-10）・・・大分市役所明野出張所
あけのアクロスタウン内（電話558-1255）

とうろく ひつよう しよるい
(登録に必要な書類)

1. 外国人登録申請書（用紙は市役所にあります。）
2. パスポートサイズの写真2枚（6か月以内に写したもの、4.5cm×3.5cm）
3. 有効なパスポート

* 外国人登録証の内容を記録しておかなければならないので、登録証が発行されたら、すぐに学生課に持ってきてください。

へんこうとうろく
変更登録

- ・外国人登録をした後で、登録した内容が変わったとき（住所や在留資格の変更など）は、内容が変わった日から14日以内に住んでいる市町村の役場で変更登録をしなければなりません。
- ・寄宿舎から他のアパートなどに引越しをするときは、できるだけ早く学生課に相談してください。（引越し前に学生課に提出しなければならない書類等必要な書類などがあります。）

こくみんけんこうほけん かにゆう
(4) 国民健康保険に加入する

留学生は、「国民健康保険」に加入しなければなりません。病気やケガのとき、国民健康保険の加入者は、総医療費の30パーセントと薬剤一部負担金だけを自分で支払います。住んでいる市町村の役場（または支所）で外国人登録証とパスポートを見せて、保険料を支払い、国民健康保険証を発行してもらいましょう。保険料は所得額や住んでいる市町村によって異なりますが、大分市では最低1年間で20,000円程度です。

* 国際教育研究センターは国民健康保険証の内容を記録しておかなければならないので、保険証が発行されたら、すぐに学生課に持ってきてください。

ぎんこうこうざ ひら
(5) 銀行口座を開く

銀行口座を開きましょう。銀行口座があれば、奨学金の振込みや、旅費等の振込、個人の支払い、キャッシュカードの利用などができます。口座を開くには銀行の窓口で次の書類などを持って行って手続きします。

- ・パスポート、外国人登録証明書
- ・印鑑
- ・お金（最低1,000円程度）

* 口座を開いたり窓口でお金を引出したりするときなどは、サインの代わりに印鑑を使います。

* 銀行で登録した印鑑は大切に保管しておきましょう。

銀行の営業時間（月曜～金曜）：午前9時から午後3時まで

キャッシュカードで銀行等の現金自動支払機（ATM）からお金の引出しや振込みができます。

* 銀行口座を開いたら、すぐに学生課に銀行振込依頼書を提出してください。この依頼書は、奨学金や健康保険料助成金などの振込みのために必要です。

(6) 学生課へ書類を提出する

次の書類を学生課へ提出してください。

1. 編入学時に必要な書類（提出するよう渡されて書類）
2. 学生証用の写真1枚（たて4.5cm × よこ3.5cm）
3. パスポート（学生課で必要なコピーを取ります）
4. 外国人登録証明書（学生課で必要なコピーを取ります）
5. 国民健康保険証のコピー
6. 奨学金が振り込まれる郵便局の通帳のコピー（国費留学生のみ）
7. 銀行振込依頼書

3. 授業に関すること

(1) 成績評価等

- ・ 大分高専の成績評価は次のとおりです。

評語	100点満点での評点	単位認定の有無
A	80点以上	有
B	79点以下70点以上	有
C	69点以下60点以上	有
D 不可	59点以下	無

- ・ やむをえない理由で授業を欠席する場合は、必ずクラス担当の教員に連絡してください。また必要な場合は、学生課で指定された手続きをしてください。

4. 働きたいとき

(1) 資格外活動許可を得る

働き始める前に、入国管理局から資格外活動の許可をもらわなければなりません。在留

資格が「留学」や「就学」、「研修」、「文化活動」、「家族滞在」などの場合、資格外活動の許可を

もらっていない場合は、報酬などをもらって働くこと（例えば、アルバイト）はできません。留

学生の場合、在学中は勉学や研究に関連した活動しかできません。そのため、大分高専では、

国費、政府派遣などの給与の支給を受ける留学生については、特別の理由がある場合を除き、

アルバイトは認めていません。

許可なくアルバイトなどをすることは法律で禁止されています。

許可が必要な場合は、学生課に相談の上、原則留学生本人で申請します。学生課にパスポートと外国人登録証明書を持ってきて、必要な書類に記入してください。申請にはパスポートの現物が必要になるため、約2週間入国管理局で預かることになります。

* 保証人を必要とするアルバイトなどはしないでください。当然学生課は保証人になりません。

アルバイトをするときは、次のことに注意してください。違反すると処罰され留学打ち切りになったり入国管理局による強制退去になったりします。

- 1 留学生担当教員、クラス担任に許可をもらう
- 2 学生課学生生活係（学生寮）に公式許可を申し込む
- 3 アルバイトできる時間： 28時間/週（長期の休暇中等）
- 4 アルバイトしてはいけない仕事： 客を接待し飲食させるバー・ホステスのいるスナック・キャバレー、パチンコ屋・ゲームセンター・麻雀屋などの風俗営業や風俗関連営業が含まれる場所での仕事

* 風俗営業や風俗関連営業の宣伝の手伝いをしたり、照明を暗くした居酒屋や風俗営業の許可を取っている飲食店などで働いたりするのも禁止です。

* 分からないことがあったら、学生課に聞いてください。

* 私費留学生対象の奨学金制度（日本国際教育支援協会）等もあります詳しい内容は、その都度対象者に掲示連絡します。

5. 病気やケガなどのとき

(1) 大分高専保健室へ行く

心や体の病気になったり、ケガなどをしたりしたときは、保健室へ行きましょう。校内に、学生や教職員の健康を管理する「保健室」があります。保健室では、健康診断や健康相談、・応急処置、病院紹介、カウンセリングなどを無料（タダ）で行っています。

保健室 (相談は全て無料です。)			
月一金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急処置 ・ 健康相談 ・ カウンセリング（心の健康に関する相談） ・ 電話相談 552-6420 	火 (16時～18時)	・ カウンセリング (臨床心理士)
		水 (15時～17時)	・ カウンセリング (臨床心理士)
		木 (16時～18時)	・ カウンセリング (臨床心理士)

(2) 災害共済給付制度へ加入する

大分高専では、留学生が通学途中や学校での授業中に不意の事故でケガをした場合の医療費を補助するために、災害共済給付制度に全員加入します。

給付金が支払われる主な例

- 1 講義、実験、実習などの授業を受けているときの傷害
- 2 入学式、卒業式、オリエンテーションなどの学校行事に参加しているときの傷害
- 3 学校が管理している施設内にいるときの傷害
ただし、学校、寄宿舎外の個人旅行中の傷害は除く。
- 4 その他、大分高専に届け出た課外活動を行っているときの傷害
- 5 通学中の傷害
 - ・保険料は後援会費から支払いますので、後援会費を納入してください。
 - ・連絡先：ケガをしたときは、必ず保健室に連絡してください。

* ケガや病気で入院するときは、必ず学生課に連絡してください。

(電話 097-552-5277, 6463)

その他、国立高専機構が開設しているメンタルヘルス相談サービス「KOSEN健康相談室」も無料で利用することができます。詳しくは、国立高等専門学校機構のホームページをご覧下さい。(電話 0120-50・24・12)

6. 査証(ビザ)について

(1) 在留資格の更新

在留期間が満了する2か月ぐらい前から入国管理局で更新の申請手続きを行わなければなりません。手続きに必要なものは次のとおりです。なお、場合により他の書類を求められることもあります。

(必要書類)

- 1 在留期間更新許可申請書(用紙は入国管理局にあります。)
- 2 在学証明書(学生課に発行の依頼をします。)
- 3 経費支弁証明書(=銀行預金通帳とそのコピー)
奨学金支給証明書の必要な人は、学生課に相談してください。
- 4 学業成績証明書(科目等履修生の場合は、聴講科目時間数などが明記された履修証明書)
(学生課に発行の依頼をします。)
- 5 パスポート
- 6 外国人登録証明書
- 7 手数料(収入印紙 4,000円)

* 在留期間の更新許可が出たときは、許可の日から14日以内に住んでいる市町村の役場で外国人登録証明書と国民健康保健の変更登録の申請をします。

* 許可された在留期間が過ぎているのに日本にいるのは、違法です。決められた手続きをしなければ、不法滞在（在留資格違反）で警察に捕まり、強制送還されます。

(2) 在留資格の変更

現在の在留資格に属する活動をやめて、他の活動を行う場合（例えば本科学生が課程の修了後、日本で就職する場合や雇用関係のなかった研究者が雇用され給与を受けるようになった場合など）、入国管理局で申請手続きをしなければいけません。在留資格の変更許可が出たときは、許可の日から14日以内に住んでいる市町村の役場で外国人登録証明書の変更登録の申請をしてください。

(3) 一時出国と再入国許可

帰省や休暇などで一時的に日本を離れる場合、入国管理局で再入国許可を受けてから出国します。この手続きをしないで出国した場合、日本に再入国するためには、もう一度、入国手続きをしなければなりません。また、この手続きにはかなりの日数がかかるので、予定の期日に戻ってくるができなくなります。留学生は入国管理局でこの手続きをして、一時帰国・出国届を学生課に提出してください。

(手続きに必要な書類) 本人で手続きすること

- 1 再入国許可申請書（用紙は入国管理局にあります。）
- 2 パスポート
- 3 外国人登録証明書
- 4 学生証または身分証明書
- 5 収入印紙（一回限り＝3,000円、数次＝6,000円）

7. その他生活上注意すること

(1) 住居について

2) 大分高専学生寄宿舎（明野寮）

大分高専学生寮 〒870-0165 大分市明野北2-13-10

1 入居手続きについて（書類）

- ・「入居許可申請書」に署名して、学生課に提出する。
- ・詳しくは、寮の事務室に問い合わせること。（大分高専明野寮

事務室097-552-6482
当直室097-552-6484)

2 寮入居時に必要なもの

- ・寮生に貸与する備品（用意なくてよいもの）

ベッド・学習机・椅子・本棚・ロッカー

3 入寮生が用意してくるもの(入居時に必要なもの)

- ① 布団・毛布・シーツ等、夜具一式(ベッド寸法190cm×90cm)。
- ② 洗面用具、洗濯用品(全自動洗濯機の設備あり)
- ③ 身のまわり用品、その他(給湯器の設備がありますので、簡単な茶器など)
- ④ 卓上電気スタンド
- ⑤ くず(部屋のゴミ)入れ
- ⑥ 印鑑(諸届け及び書留等の受け取りに必要です。)

* スリッパは規定の物をこちらで用意します。土足厳禁です。(女子寮は自分で用意)

4 電気製品の持込みを許可するものは、電気スタンド・CD・MDラジカセ・ヘアドライ

ヤー・夏季の扇風機のみです。パソコンは使用許可を取ること。(ゲーム機は不可)

その他の電気製品で熱を発生するもの(アイロン・電気ポット等)は持ち込み禁止となっています。部屋にはエアコンが付いています。

利用できる時期は冷房(6/1~9/30)、暖房(12/1~3/31)です。

ただし、定期試験の10日前からは利用できます。

5 寮での食事は、長期休暇期間以外は、朝昼晩3食寮内食堂で食べることができます。

(1日1,070円程度) 食べることでできない食材やアレルギー体質等の相談は、事前に

寮事務室に相談してください。(補食室もあります。)

(2) 奨学生の在籍確認(国費留学生のみ)

奨学金を受給している留学生は、毎月、月初めに学生課で在籍確認簿に署名しなければいけません。月の初めから終わりまで日本を離れる場合、奨学金は支給されないので注意してください。

(3) 学生課からの連絡方法

学生課から留学生には次の2通りの方法で連絡します。必ず頻繁にチェックしてください。

① 校内に設置している掲示板

② 携帯電話を持っている人には、緊急の連絡を携帯電話メールで知らせています。携帯電話

を買ったら、電話番号とメールアドレスを、学生課に必ず知らせてください。

(4) チューター^{せいど}制度

新しく大分高専^{あたらし おおいたこうせん}に入学^{にゅうがく}した留学生^{りゅうがくせい}には、チューターと呼ばれる日本人学生^{にほんじんがくせい}が一人ずつ任命^{にんめい}されます。チューターは、大分高専^{おおいたこうせん}での学習面^{がくしゅうめん}や生活面^{せいかつめん}の助言^{じょげん}をしてくれたり、日本の習慣^{にほん しゅうかん}を教^{おし}えてくれたりします。わからないことがあったら、チューターに質問^{しつもん}してください。

(5) 郵便局^{ゆうびんきょく}

赤^{あか}い〒^いのマークのあるところ^{ゆうびんきょく}が郵便局^{ゆうびんきょく}です。〒^いポストは、たいてい赤^{あか}い色^{いろ}をしています。郵便局^{ゆうびんきょく}は郵便^{ゆうびん}の他に、貯金^{ちよきん}や外貨^{がいが}への両替^{りやうがえ}、保険^{ほけん}などの金融^{きんゆう}サービスも取り扱^とっています。郵便物^{ゆうびんぶつ}を送^{おく}る場合は近^{ちか}くの郵便局^{ゆうびんきょく}やコンビニエンスストア^いに行^いきます。ただし、普通郵便^{ふつうゆうびん}・速達郵便^{そくたつゆうびん}は切手^{きって}を貼^はってポスト^{とうかん}に投函^{とど}したら届^{とど}きます。

(6) 宅配便^{たくはいびん}

急^{いそ}いで小荷物^{こにもつ}や小包^{こづつみ}を送^{おく}る場合^{ばあい}、一番早^{いちばんはや}くて確実^{かくじつ}な方法^{ほうほう}が宅配便^{たくはいびん}です。日本国内^{にほんこくない}なら、翌日^{よくじつ}または翌々日^{よくよくじつ}には届^{とど}きます。直接^{ちやくせつ}、業者^{ぎやうしや}に連絡^{れんらく}して取り来^とてもらう方法^{ほうほう}もあります。しかし、コンビニエンスストア^いなどから送^{おく}ってもらう方法^{ほうほう}が、簡単^{かんたん}です。日本国外^{にほんこくがい}へ送^{おく}る場合は、各国^{かくくに}で輸入^{ゆにゆう}が禁^{きん}止^しまたは制限^{せいげん}されているものがあるので、注意^{ちゅうい}が必要です。

(7) 電話^{でんわ}

1) 電話^{でんわ}

日本の電話^{にほん でんわ}番号^{ばんごう}は、市外局番^{しがいきょくばん} + 地域局番^{ちいききょくばん} + 個人番号^{こじんばんごう}になっています。

(例) 学生課^{れい}の電話^{がくせい}番号^か 097-552-6463 (097: 大分市局番^{おおいたしきょくばん} 552: 地域局番^{ちいききょくばん} 6463: 個人番号^{こじんばんごう})

大分市内^{おおいたし}の電話^{でんわ}: 地域局番^{ちいききょくばん} + 個人番号^{こじんばんごう}

大分市外^{おおいたしそと}への電話^{でんわ}: 市外局番^{しがいきょくばん} + 地域局番^{ちいききょくばん} + 個人番号^{こじんばんごう}

2) 国際電話^{こくさいでんわ}

KDDI, NTT 等の国際電話^{こくさいでんわ}サービスがあります。加入^{かにゆうてつ}手続き^いは要^いりません。

指定^{してい}の番号^{ばんごう} (例 KDDI: 001, NTT: 0033) + 国番号^{くにばんごう} + 地域番号^{ちいきばんごう} (市外局番^{しがいききょくばん}) + 地域局番^{ちいききょくばん} + 個人番号^{こじんばんごう}料金^{りやうきん}などサービスの詳細^{しやうさい}については、各社^{かくしや}に問^とい合^あわせてください。

問^とい合^あわせ先^{さき}: 例 KDDI (0057)

3) 公衆電話^{こうしゅうでんわ}

公衆電話^{こうしゅうでんわ}は、硬貨^{こうか}やテレホンカード^{つか}を使^りって利用^{りよう}できます。

「International & Domestic」の表示^{ひやうじ}のある公衆電話^{こうしゅうでんわ}では、国際電話^{こくさいでんわ}をかけることもできます。

料金^{りやうきん}は相手方^{あいてかた}の距離^{きより}により異^{こと}なります。地域内^{ちいきない}の通話^{つうわ}の場合は、1分間^{びんかん}で10円^{じゅうえん}です。

通話中^{つうわちゆう}、料金^{りやうきん}が足りなくなる前^{まえ}にピーという音^{おと}が鳴^なるので、引き続^ひき通話^{つうわ}したいときは、硬貨^{こうか}やテレホンカードをさらに入^いれます。

テレホンカードは売店^{ばいでん}やコンビニエンスストア^いや、公衆電話^{こうしゅうでんわ}のそばで買^かうことができます。

非常時^{ひじょうじ}に警察^{けいさつ} (110番^{ばん}) や消防署^{しょうぼうしよ} (119番^{ばん}) にかける場合は、ほとんどの場合^{ばあい}、電話機^{でんわき}についている赤^{あか}いボタン^おを押^おせば、硬貨^{こうか}やテレホンカード^いを入^いれなくても通話^{つうわ}できます。

4) 携帯電話／PHS

携帯電話やPHSの加入手続きは簡単です。必要書類を持って取り扱店に申し込みます。
基本料金／通話料は会社や申し込むコースで違います。

* 携帯電話を所有した場合は、学生課に電話番号とEmailアドレスを知らせてください。

英語のタウンページ（電話帳）：有料です

問い合わせ先：NTT英語タウンページセンター 0120-460815

8. 帰国するとき

(1) 学内での手続き

1. 帰国することが決まったら、学生課へ行き、必要な手続きを確認します。
2. 奨学金をもらっている場合や、大分高専学生寄宿舎に住んでいる場合は、学生課でしなければならない手続きがあります。
3. 帰国する留学生は、指定した「届出」を学生課へ提出してください。
4. 成績証明書等が必要な場合は学生課教育支援係に依頼し、在学証明書が必要な場合は学生支援係に依頼します。

(2) 学外での手続き

1. 電話・携帯電話の契約を解除し、料金の精算をします。
2. 大型ゴミの処分については、市役所に相談します。
ただし、PC等は、市役所は収集しないので、費用を支払って専門の会社に処分を頼みます。退居する時、大型ゴミを後に残して行かないよう十分に注意してください。
5. 市役所で国民健康保険の解約をします。
まだ払っていない保険料や、払い過ぎた保険料があったら、解約する時に市役所で精算の手続きをします。
6. 銀行口座の解約をします。（支払い予定のある場合や、奨学金、旅費、医療費助成金などが後で振り込まれる予定がある場合は、友人などに解約を頼んでください。）
7. 外国人登録証は、日本から出国する時の空港・港で返します。

9. 危機管理

緊急のときの電話番号

- 119番（消防署）：火災・救助・救急車を呼ぶなどのとき
110番（警察）：盗難・犯罪・交通事故などのとき

電話の例

「もしもし、わたしは_____（名前）_____です。大分高専の留学生です。」

がいこくじんがくせいこうこうつうじこ とく じてんしゃ そうこうちゆう じこ ふ ひがいしゃ
外国人学生の交通事故，特に自転車で走行中の事故が増えています。被害者になっても
かがいしゃ りゆうがくせいかつ えいきょう とし の
加害者になっても留学生活に良い影響をもたらしません。都市でバイクや自転車に乗ること
の危険性を十分に理解して交通規則を守って利用するようにしてください。
なるべく，バス，電車でんしゃの公共交通機関こうきょうこうつうきかんを利用すること。

2) 自転車じてんしゃ（寮りょうに留学生用貸出自転車りゆうがくせいようかしだしてんしゃがあります。利用希望者は相談りようきぼうしや そうだんくだ下さい。）

① 自転車は左側通行で道の左端を走らなければなりません。

② 自転車で多い事故

ブレーキがきかなくて止まれない，雨で傘をさしているための前方不注意，雪道や下り坂でのスリップ，細い道から大通りへの飛び出しなどが，自転車事故の大半を占めます。

③ 二人乗り・無灯火走行は交通規則違反です。

日本では，自転車の二人乗りや夜間の無灯火走行は交通規則違反になります。事故がおきた場合，これらの交通規則違反をしていると，被害者であっても違反の責任を問われて，その被害の補償は受けられなくなったりします。

④ 放置自転車は拾わないでください

駅前や道路の角に，まだ十分使えるのに何日もそのまま置かれている自転車は，「放置自転車」と呼ばれています。

それらの自転車を拾って使ってはいけません。日本では，自転車は盗難防止のために登録制になっています。警察官に調べられた時，拾った自転車であることが分かると「自転車どろぼう」になってしまいます。

⑤ 決められた場所に駐輪します

駅前などの自転車置き場以外の場所に自転車を駐輪しておくと，「放置自転車」として撤去されることもあります。

撤去された自転車を返してもらうためには指定の場所に出頭して罰金を支払わなければなりません。必ず決められた場所に駐輪するようにしましょう。

⑦ 交通事故の時

- ・ ケガをしたらすぐ救急車を呼ぶ（119番）
- ・ 警察に連絡して「事故届」を出す（110番）
- ・ 警察調書・目撃者証言は重要です
- ・ 治療費や損害の賠償を相手または保険会社と交渉する

* 交通事故の時は，すぐに学生課または緊急連絡先にも連絡してください。

* 自転車で歩行者相手にケガをさせる事故も増えていますので，賠償事故対応の保険

にも入ることをお勧めします。（国立高専団体学生総合補償プラン 等）

* 交通事故の相談ができる所

担当の人が相談にのってくれます。日本語がよく分かる人と一緒に行ってください。

おおいたけんこうつうじこ そうだんじよ おおいたけんちやうない
大分県交通事故相談所（大分県庁内）（電話：097-506-2166）

(5) 地震

日本は地震の多い国です。地震がおきても慌てないようにしましょう。パンフレット等を必ず読んでおきましょう。

地震がおきたら

- ・火災を防ぐため、火を使っていたら、すぐ火を消します。
- ・揺れがおさまるまでテーブルの下などにじっと隠れていきましょう。
 - ・・・・外は危険が一杯です。揺れがおさまったら避難場所に避難しましょう。
- ・地震がおきたとき、外にいたら、ブロック塀や自動販売機など、「倒れやすいもの」の側から離れましょう。

(6) 台風

日本の九州大分県は、だいたい6～9月が台風の季節です。テレビ・ラジオなどの天気予報には十分注意してください。また、電気が止まることがあるので懐中電灯を用意しておきましょう。

テレビ・ラジオ・インターネットなどで、関連の情報を確かめてください。

天気予報：気象庁ホームページ（日本語）<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

（英語） <http://www.jma.go.jp/jma/indexe.html>